

Webサイトに「手引き」を掲載して、その周知を図っている。また、自殺予防総合対策センターにおいては、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを実施し、自殺や精神疾患について適切な報道がなされる

よう支援を行っている。26年度は統計の活用、世界自殺レポート、セクシュアルマイノリティ支援をテーマに開催し、合計で87名が参加した。

7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組

(1) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

厚生労働省では、精神科救急情報センターや、輪番制等による精神科救急医療施設の整備を行う「精神科救急医療体制整備事業」にて、自殺未遂者等の精神・身体合併症患者に対する対応について体制整備を図っているところである。

また、平成17年度からの自殺対策のための戦略研究の中で、「自殺企図の再発防止に対する複合的・ケースマネジメントの効果：多施設共同による無作為化比較研究」を行い、26年にその成果として、自殺未遂で救急部門に搬送された者に対するケースマネジメントが、再度の自殺企図を防ぐために有効であることが報告された。27年度より新規で「自殺未遂者再企図防止事業」を開始し、研究成果を還元するとともに、研究では対象となっていなかった10代の自殺未遂者等についても知見を蓄積し、さらなる自殺未遂者対策への反映を目指していく予定である。

さらに、救命救急センターにおいて、救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療等が速やかに行われるよう、精神科の医師を必要に応じ適時確保することを、各都道府

県に求めているところである。

なお、平成20年度には「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」を作成するとともに、同年度から関係学会との協同でガイドラインを基にして、救急医療の従事者を対象に「自殺未遂者ケア研修」を開催している。

平成24年度の診療報酬改定で、一般病棟に入院した自殺未遂者などの患者に対して、精神症状の評価や、退院後の診療の調整を行う精神科リエゾンチームに対する評価を新設した。

(2) 家族等の身近な人の見守りに対する支援

平成19年度から、自殺予防総合対策センターにおいて、精神保健福祉センター等で相談業務に従事する者を対象として、相談技法に関する専門的な研修の実施・協力を行ってきた。その後、相談技法に関する研修は都道府県において幅広く実施されるようになったことから、21年度をもって自殺予防総合対策センターにおける研修を終了し、前述の「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」の普及により、自殺未遂者へのケア対策の推進を図っている。